

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に係る取扱い

制 定 建建防第 5025 号 平成 28 年 4 月 1 日（局長決裁）
最近改正 建建防第 4129 号 令和 8 年 4 月 1 日（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この取扱いは、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定・建建防第 5025 号、以下「要綱」という。）の規定に係る取扱いを定め、横浜市木造住宅耐震改修促進事業を円滑に実施することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この取扱いにおける用語の定義は、要綱に定めるところによる。

（木造住宅の取扱い）

第 3 条 要綱第 2 条第 1 号に規定する「木造住宅」の定義うち、「平成 12 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した」については、次の各号のいずれかの書類にて確認することとする。ただし、第 3 号及び第 4 号については、第 1 号及び第 2 号の書類の提出が困難な場合に限る。

- (1) 建築確認通知書の写し及び当該建築確認に係る検査済証の写し
- (2) 建築確認申請台帳記載証明書
- (3) 建物の登記事項証明書（全部事項証明）
- (4) 固定資産税課税台帳記載事項証明書

（補助対象建築物及び補助対象者の取扱い）

第 4 条 要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請の時点において、当該申請に係る建築物及び申請者が、補助対象建築物及び補助対象者に該当することが確認できない場合（該当しない場合を含む。）で、要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告までに、補助対象建築物及び補助対象者に該当することが確認できるようになる場合は、当該確認を行うことができる書類を、当該完了実績報告までに提出する旨の「誓約書（様式 1）」を要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に添付しなければならない。

2 前項に規定する場合のうち、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請の時点において、当該申請に係る建築物の所有権が登記されておらず、当該建築物の所有権の確認ができない場合は、申請者は、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に「申請に係る建築物の所有権確認届出書（様式 2）」を添付し、当該所有権を届け出るものとする。

（明らかに建築基準法関係法令等に違反しているものの取扱い）

第 5 条 要綱第 5 条第 2 項第 2 号に規定する「明らかに建築基準法関係法令等に違反しているもの」とは、次に掲げる各号の規定のいずれかに抵触しているものとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下、同じ。）第 43 条（敷地等と道路との関係）

- (2) 建築基準法第 44 条（道路内の建築制限）
 - (3) その他特に市長が必要と認める関係法令等
- 2 申請者は、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請の時点、及び要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告の時点において、当該申請及び報告に係る建築物が、前項に規定する「明らかに建築基準法関係法令等に違反しているもの」に該当することを確認できる書類を要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に添付しなければならない。
 - 3 要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請の時点において、当該申請に係る建築物が第 1 項の各号に掲げるいずれかの規定に抵触する場合は、要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告までに是正工事を行い、当該完了報告書に、是正されたことが確認できる書類を添付しなければならない。この場合において、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に当該是正工事を行う旨の「誓約書（様式 1）」を添付しなければならない。
 - 4 要綱第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定又は要綱第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認を受けて実施する耐震改修工事及び当該工事と併せて実施する工事が、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に規定する建築確認申請を行う場合は、要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告までに、同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証を取得し、当該完了実績報告書に当該検査済証の写しを添付しなければならない。この場合において、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に検査済証の写しを提出する旨の「誓約書（様式 1）」を添付しなければならない。

（補助対象建築物に居住する世帯員全員の定義及び取扱い）

第 6 条 要綱第 2 条第 7 号及び要綱第 6 条第 2 号の規定中の「補助対象建築物に居住する世帯員全員」とは、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請を行った時点において、補助対象建築物に居住する全ての者（一時的に居住する者を除く。）とする。ただし、次の各号に規定する者を含む。

- (1) 要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告の時点で、補助対象建築物に居住する者
 - (2) 単身赴任等により一時的に当該補助対象建築物に居住していないが、当該補助対象建築物に居住する世帯員と生計を一つとする者
- 2 申請者は、前項に規定する「補助対象建築物に居住する世帯員全員」が確認できるよう、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に「世帯員確認届出書（様式 3）」を添付しなければならない。
 - 3 要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請の前 3 か月以内に行われた、補助対象建築物の住所地からの住民票の異動が、補助金の増額を目的とした不正な異動であると市長が認める場合は、要綱第 21 条第 1 項第 1 号又は第 7 号の規定により、要綱第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、要綱第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認、要綱第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定又は要綱第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

（市税の滞納がないことを確認するための取扱い）

第7条 申請者は、要綱第6条第2号に規定する「補助対象建築物に居住する世帯員全員に市税の滞納がないこと」が確認できるよう、前条第1項で規定する、補助対象建築物に居住する世帯員全員が記載された住民票の写し、及び補助対象建築物に居住する世帯員全員（ただし、18歳未満の者、かつ、補助対象建築物の所有者でない者を除く。）の分の、「市税の滞納状況を調査することについての同意書（様式4）」を、要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請書又は要綱第10条第1項に規定する全体設計承認申請書に添付しなければならない。

（非課税世帯区分の補助金限度額の適用を受けるための書類の取扱い）

第8条 非課税世帯区分の補助金限度額の適用を受ける者は、要綱第5条で規定する、補助対象建築物に居住する世帯員全員が、過去2年間、住民税（道府県民税、都民税、市町村税及び特別区民税をいう。以下、この条において同じ。）が非課税であることを証する書面を提出しなければならない。

2 前項に規定する住民税は、要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請書又は要綱第10条第1項に規定する全体設計承認申請書の申請日より、以下のように取り扱う。

- (1) 申請日が1月1日から6月30日までの場合
申請日の属する年の2年前及び3年前の2年間の住民税をいう。
- (2) 申請日が7月1日から12月31日までの場合
申請日の属する年の1年前及び2年前の2年間の住民税をいう。

（耐震改修工事に要する費用の取扱い）

第9条 要綱第7条第1項に規定する「耐震改修工事に要する費用」として取扱うものは、次の各号に掲げるものに要する費用とする。

- (1) 基礎工事（補助対象建築物の耐震性を一定以上向上させる目的で行う、既存の基礎を補強する工事及び基礎を新設する工事のことをいう。以下、この条において同じ。）に係る仮設、土工事、はつり・撤去処分、躯体工事及び床復旧工事等一式（全て基礎工事に必要と認められる周辺部分を含む。）、並びに、ひび割れ補修工事。
- (2) 耐力壁工事（補助対象建築物の耐震性を向上させる目的で行う、既存の壁を補強する工事及び壁を新設する工事のことをいう。以下、この条において同じ。）に係る仮設、撤去処分、筋かい・構造用合板等の補強材施工、補強金物取付け工事、壁・床・天井・室内建具・戸袋等復旧工事、設備機器（空調・衛生・照明・配線・メータ等）撤去・移設・復旧工事、及び雨水樋等の撤去・移設・復旧工事等一式。（全て耐力壁工事に必要と認められる周辺部分を含む。）
- (3) 屋根工事（補助対象建築物の耐震性を向上させる目的で行う、屋根の軽量化工事、及び2階の減築に伴う1階の屋根の新設工事のことをいう。以下、この条において同じ。）に係る仮設、撤去処分、野地板施工、ルーフィング施工、葺き材施工及び軒樋撤去・復旧工事等一式。
- (4) 第1号に規定する基礎工事、第2号に規定する耐力壁工事及び前号に規定する屋根工事を施工するために必要と認められる工事。
- (5) 2階床面及び屋根面の剛性を向上させる目的で行う、床面及び屋根面補強工事に係る撤去処分、構造用合板等の補強材設置工事及び下地復旧工事。ただし、仕上げ等は除く。
- (6) 土台、柱及び梁が腐朽している場合の、当該腐朽部材の撤去処分及び入替え工事。ただし、復旧工事等を除く。

- (7) その他市長が一定以上耐震性を向上させるために必要と認める工事。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものに要する費用は「耐震改修工事に要する費用」に含めることができないものとする。
- (1) 設計、工事監理及びその他設計事業者又は建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項の規定による。）が行う業務
 - (2) 増築工事（ただし、1 階より 2 階が突出している場合に、2 階の突出部分の外壁の直下に 1 階の耐力壁を新設する場合は、当該壁の新設に係る耐力壁工事及び基礎工事を除く。）
 - (3) 耐震改修工事前の状態、すでに耐震性が確保されていると判定された階又は場所を補強する工事（ただし、構造上必要と認められる部分は除く。）
 - (4) 耐力壁の新設を伴わない、建具取替え、床張替え及び外壁仕様の変更等のリフォーム工事
 - (5) 基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事の復旧工事として認められない、現況と仕様が変わる工事、及び耐久性上必要最低限を超える仕様の工事
 - (6) 耐力壁を新設する場合の、当該新設耐力壁に係る耐久性上必要最低限を超える仕様の仕上げ工事
 - (7) 既存設備配管の老朽化に伴う取替え工事
 - (8) 既存部材の防蟻処理
 - (9) 床下防湿コンクリート工事
 - (10) 擁壁工事等の外構工事
 - (11) 法令違反及び既存不適格部分の是正工事
 - (12) 耐震改修工事ではなく、補修及び維持管理に関する工事（ただし、補修により耐震性が向上する場合を除く。）
 - (13) 2 階の増築により増加する 1 階の必要耐力を補う耐力壁工事
 - (14) 地盤改良工事
 - (15) 地盤の長期許容支持力が 30kN/m²以上の地盤に設けるベタ基礎の新設及び補強工事
 - (16) その他市長が必要な耐震改修工事と認められないもの

（省エネ改修工事に要する費用の取扱い）

第 10 条 要綱第 7 条第 1 項に規定する「省エネ改修工事に要する費用」として取扱うものは、次の各号に掲げるものに要する費用とする。

- (1) 開口部・躯体等の断熱化工事（補助対象建築物の省エネ性能を向上させる目的で行う、開口部仕様の交換、内窓の設置工事、及び、躯体における断熱材工事のことをいう。以下、この条において同じ。）に係る仮設、撤去処分、断熱性能が高いガラス・サッシ・ドア等の施工、断熱材施工、壁・床・天井・室内建具・戸袋等復旧工事、設備機器（空調・衛生・照明・配線・メータ等）撤去・移設・復旧工事、及び雨水樋等の撤去・移設・復旧工事等一式。（全て断熱化工事に必要と認められる周辺部分を含む。）
- (2) 設備の効率化に係る工事（補助対象建築物の省エネ性能を向上させる目的で行う、設備の交換または新規に設置する工事のことをいう。以下、この条において同じ。）に係る仮設、撤去処分、設備設置工事、設備機器（空調・衛生・照明・配線・メータ等）撤去・移設・復旧工事等一式。（全て設備の導入に必要と認められる周辺部分を含む。）
- (3) その他市長が一定以上省エネ性能を向上させるために必要と認める工事。

(耐震改修工事に係る補助限度単価の積算額の取扱い)

第 11 条 要綱第 7 条第 2 項に規定する「市長が別に定める耐震改修工事に係る補助限度単価の積算額」は、第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する、基礎工事、耐力壁工事及び屋根工事（ただし、第 9 条第 2 項各号に規定するものを除く。）のうち実施する工事に応じて、次の各号に規定する費用を合計した額とする。

- (1) 基礎工事に係る補助限度単価
当該基礎工事の施工長さに 72,700 円を乗じて得た額
- (2) 耐力壁工事に係る補助限度単価
当該耐力壁工事の施工長さに 72,500 円を乗じて得た額
- (3) 屋根工事に係る補助限度単価
当該屋根工事の施工面積（屋根の軽量化工事の場合は、軽量化される部分の実長による面積のことをいい、2 階の減築に伴う 1 階の屋根の新設工事の場合は、耐震改修工事前の 2 階の屋根の水平投射面と、耐震改修工事後の 1 階屋根の水平投射面が重なる部分の、耐震改修工事後の屋根の実長による面積のことをいう。）に 12,100 円を乗じて得た額

(指定する耐震改修工事の工程の取扱い)

第 12 条 要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき指定し、中間検査を実施する耐震改修工事の工程は、次の各号のうち市長が指定したものとする。

- (1) 第 9 条第 1 項第 1 号に規定する基礎工事（ただし、同条第 2 項各号に規定するものを除く。）に係る基礎配筋完了時
- (2) 第 9 条第 1 項第 2 号に規定する耐力壁工事（ただし、同条第 2 項各号に規定するものを除く。）に係る筋かい・面材・金物等設置完了時
- (3) 第 9 条第 1 項第 3 号に規定する屋根工事（ただし、同条第 2 項各号に規定するものを除く。）に係る既存屋根材撤去完了時
- (4) その他市長が必要と認める工事の工程

2 市長は、前項に規定する中間検査を実施する耐震改修工事の工程において、次の各号に掲げる工事箇所数の中間検査を実施することとする。ただし、市長は、中間検査の結果、是正工事の確認が必要な場合等で追加の中間検査が必要と認める場合は、次の各号に掲げる工事箇所数以上の中間検査を行うことができる。

- (1) 前項第 1 号に規定する工程 1 箇所
- (2) 前項第 2 号に規定する工程 柱間での耐力壁工事を 1 箇所として、実施する耐力壁工事が 1 箇所の場合は 1 箇所、2 箇所以上 20 箇所以下の場合は 2 箇所、21 箇所以上 30 箇所以下の場合は 3 箇所、31 箇所以上 40 箇所以下の場合は 4 箇所、又は、41 箇所以上の場合は 5 箇所
- (3) 前項第 3 号に規定する工程 1 回
- (4) 前項第 4 号に規定する工程 当該工事の内容に応じて市長が必要と認める回数

3 市長は、第 1 項第 2 号に規定する耐力壁工事の工程で、前項第 2 号に規定する箇所数の中間検査を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を考慮することとする。

- (1) 壁の耐力値の合計がより大きい工事箇所において中間検査を実施する。
- (2) 柱の引抜力、又は、設置する柱頭・柱脚金物の許容耐力が大きい工事箇所において中間検査

を実施する。

- (3) 中間検査を実施する工程が、筋かい設置完了時、面材設置完了時及び金物等設置完了時のいずれかに偏りないようにする。
- 4 市長は前項各号のうち、中間検査を実施するとして指定した耐震改修工事の工程を、要綱第9条第1項の規定による補助金交付決定又は要綱第11条第1項の規定による全体設計承認を通知するときに、「中間・完了検査のお知らせ（様式5）」により当該通知と併せて申請者に通知することとする。
- 5 要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請又は要綱第10条第1項に規定する全体設計承認申請の時点において、当該申請に係る建築物が第5条第1項の各号に掲げるいずれかの規定に抵触し、要綱第19条第1項第1号に規定する完了実績報告の時点において、当該建築物を「明らかに建築基準法関係法令等に違反しているもの」に該当しないようにするため、耐震改修工事と併せて是正工事を実施する場合は、前項の規定による通知を行うときに、要綱第19条第3項の規定により実施する完了検査において、当該是正工事が適正に行われたことを確認する旨を、「中間・完了検査のお知らせ（様式5）」により申請者に通知することとする。

（指定する省エネ改修工事工程の取扱い）

第13条 要綱第14条第1項の規定に基づき指定し、中間検査を実施する省エネ改修工事の工程は、次の各号のうち市長が指定したものとする。

- (1) 第10条第1項第1号に規定する開口部・躯体等の断熱化工事に係る、断熱材施工完了時
 - (2) その他市長が必要と認める工事の工程
- 2 市長は、前項第2号に規定する工程において、当該工事の内容に応じて市長が必要と認める回数検査を行うこととする。
- 3 市長は第1項各号のうち、中間検査を実施するとして指定した省エネ改修工事の工程を、要綱第9条第1項の規定による補助金交付決定又は要綱第11条第1項の規定による全体設計承認を通知するときに、「中間・完了検査のお知らせ（様式5）」により当該通知と併せて申請者に通知することとする。

（中間検査の取扱い）

第14条 要綱第14条第1項の規定に基づき市長が実施する中間検査において、市長は当該中間検査の実施結果を「中間検査実施結果に関する書類（様式6）」に記録することとする。

- 2 要綱第3条の規定により、要綱第14条第1項の規定に基づき実施する中間検査に係る業務を市長が委託するときは、受託者が前項に規定する「中間検査実施結果に関する書類（様式6）」を作成し、速やかに市長に提出することとする。

（完了実績報告及び完了検査の取扱い）

第15条 要綱第9条第1項の規定による補助金交付決定又は要綱第15条第2項の規定による補助金交付変更決定を受けた耐震改修工事に係る事業が完了したときは、当該耐震改修工事に係る代表となる設計者（設計事業者に所属する者で、工事監理者を兼ねる。）が、当該耐震改修工事において行った工事監理について市長に報告する「工事監理・施工状況報告書（様式7）」を作成し、申請者は、当該「工事監理・施工状況報告書（様式7）」を要綱第19条第1項第1号の規定

により提出する完了実績報告書に添付しなければならない。

- 2 要綱第 19 条第 3 項の規定に基づき市長が実施する完了検査において、市長は当該完了検査の実施結果を「完了検査実施結果に関する書類（様式 8）」に記録することとする。
- 3 要綱第 3 条の規定により、要綱第 19 条第 3 項の規定に基づき実施する完了検査に係る業務を市長が委託するときは、受託者が前項に規定する「完了検査実施結果に関する書類（様式 8）」を作成し、速やかに市長に提出することとする。

（耐震改修工事承諾に係る取扱い）

第 16 条 要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請に係る建築物の所有者が申請者以外にいる場合は、申請者は、当該申請を行い、当該建築物の耐震改修工事を実施すること、及び要綱の規定に基づく補助金の交付を受けることの承諾を、申請者以外の当該建築物の所有者全員から「承諾届出書（様式 9）」により得て、当該「承諾届出書（様式 9）」を要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に添付しなければならない。

（変更報告書（要綱第 11 号様式）の提出を市長が不要と認める場合の取扱い）

第 17 条 要綱第 15 条第 4 項及び要綱第 16 条第 4 項に規定する「市長が他の申請書類等の内容から変更事項を確認でき、当該報告書の提出を不要と認める場合」とは、第 4 条第 1 項の規定により、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に「誓約書（様式 1）」を添付し、かつ、その誓約事項の履行により、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助対象建築物の登記事項を修正することにより、当該建築物の地番表示が変更となる場合
- (2) 補助対象建築物に申請者が居住を開始したことにより、申請者の住所が変更となる場合
- (3) 第 4 条第 2 項の規定により、要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書に「申請に係る建築物の所有権確認届出書（様式 2）」を添付し、その記載内容にあわせて補助対象建築物の登記事項を修正することにより、当該建築物の所有者が変更となる場合

附 則

（施行期日）

- 1 この取扱いは平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定に関わらず、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この取扱いは平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日 建建防第 4283 号)

(施行期日)

- 1 この取扱いは令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日 建建防第 4741 号)

(施行期日)

- 1 この取扱いは令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日 建建防第 3760 号)

(施行期日)

- 1 この取扱いは令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 1 日 建建防第 4104 号)

(施行期日)

- 1 この取扱いは令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 11 日 建建防第 48 号)

(施行期日)

- 1 この取扱いは令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 4 月 1 日 建建防第 4129 号)

(施行期日)

- 1 この取扱いは令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

誓 約 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 千
住 所

氏 名

電 話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱(以下、単に「要綱」という。)第 8 条第 1 項の規定による補助金交付申請又は要綱第 10 条第 1 項の規定による全体設計承認申請に係る建築物及び申請者が、要綱第 5 条及び要綱第 6 条に規定する補助対象建築物及び補助対象者に該当することが確認できるよう、要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告書の提出までに、次の報告を行うことを条件として、当該補助金交付申請又は全体設計承認申請を行います。

なお、要綱第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告書の提出までに、当該報告ができない場合は、当該申請に係る建築物及び申請者が、補助対象建築物及び補助対象者に該当することが確認できないとして、要綱第 21 条第 1 項の規定により要綱第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、要綱第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認、要綱第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定又は要綱第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認が取り消され、要綱に基づく補助金が交付されないことを了承します。

No. _____

該当する事項 (該当する事項に○をつける)	耐震改修工事に係る事業の完了後の 実績報告書提出までに報告をする事項
	申請に係る建築物の登記の完了(登記事項証明書の提出) (登記を行う事項:)
	申請に係る建築物への居住の開始 (住民票の写しの提出)
	建築基準法関係法令等への抵触にかかる是正工事の完了 (是正が確認できる資料の提出)
	建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の取得(検査済証の写しの提出)
	その他市長が報告を求めるもの:

様式 2 (第 4 条第 2 項関係)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

申請に係る建築物の所有権確認届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 (建築物の所有者)

〒

住 所

氏 名

電 話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定による補助金交付申請又は同要綱第 10 条第 1 項の規定による全体設計承認申請に係る次の建築物は、私の所有であることに相違ありません。

1 建築物概要

所在地 (地番表示)	
構造 及び 規模	木造 階建

2 1 の建築物の所有持分

分の

3 登記の状況 (該当に○)

<input type="checkbox"/>	未登記
<input type="checkbox"/>	登記中
<input type="checkbox"/>	その他 ()

(備考)

- 1 申請者を含む全ての所有者の届出が必要です。
- 2 申請者以外の所有者がいる場合には、申請者以外の全ての所有者が別途「承諾書 (様式 9)」を提出する必要があります。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

世帯員確認届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 (申請者) 千

住 所

氏 名

電 話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱 (以下、単に「要綱」という。) 第8条第1項の規定による補助金交付申請又は同要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請に係る次の建築物の世帯員について、次のように届け出ます。

なお、以下の記載事項について事実と相違ありません。また、記載事項について市長が調査及び照会を行う場合は、調査及び照会に協力することを了承します。

1 建築物概要

所在地 (地番表示)	
構造及び規模	木造 階建

2 要綱第8条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請の時点で、1の建築物に居住する者の全員

住民登録 (住民票) 上の世帯主氏名	世帯主以外の者の人数	住民票の写しの提出
	名	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
	名	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
	名	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未

3 要綱第19条第1項第1号の規定による完了実績報告の時点で、1の建築物に居住する予定の者の全員 (2に該当する者を除く)

居住する予定の者の氏名	住民票の写しの提出
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未

様式3 第2面 (第6条第2項関係)

4 2及び3の者と生計を一つとする者(単身赴任等)(該当に○)

	有
	無

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。住民票の写しの提出が必要です。)

氏名	申請者との関係

5 1の建築物に一時的に居住する者(該当に○)

	有
	無

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。)

氏名	居住開始年月日	申請者との関係
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

6 要綱第8条第1項の規定による補助金交付申請又は要綱第10条第1項の規定による全体設計承認申請の前3か月以内に、1の建築物から住民票を異動させた者

	有
	無

(※ 有の場合は以下にその者を記入してください。)

氏名	異動年月日	異動理由(※差し支えない範囲で記入してください。)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

様式4 (第7条関係)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱
市税の滞納状況を調査することについての同意書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

居住者 千
住 所

(フリガナ)
氏 名

電 話 ()

生年月日 西暦 年 月 日

私は、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第6条第2号の規定に基づき、横浜市税のうち、次の税目の納税状況について調査することに同意します。

調査に同意する税目

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 3 固定資産税(償却資産)
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税

(※ 上記1～5は延滞金も含みます。)

(A4)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

中間・完了検査のお知らせ

申請者、設計事業者及び施工事業者の方へ

（申請番号： ）

1 工事契約、着手届及び中間検査依頼書について

- (1) 施工事業者と耐震改修工事に係る契約を締結し、速やかに耐震改修工事に着手してください。
※ 契約者は、申請者と同一の方としてください。
- (2) 耐震改修工事に着手した後、速やかに着手届（第7号様式）に、工事契約書の写し及び工事工程表を添えて提出してください。
- (3) 中間検査を受検する5日前までに、中間検査依頼書（第8号様式）を提出して中間検査を依頼し、中間検査を受検してください。
※ 中間検査依頼書の提出がない場合は、中間検査を実施しません。

2 中間検査について

- (1) 下記の耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施します。耐力壁工事は、指定する箇所数において中間検査を実施してください。
なお、中間検査を実施する耐震改修工事の箇所に変更がある場合は、必ず市に事前に相談してください。
- (2) 工事着手前に、工事監理者（代表となる設計者）が検査員に連絡を取り、工事工程表の提出、検査対象とする具体的な工事箇所の確認及び検査を実施する時期について相談してください。（耐力壁工事に係る中間検査については、次頁参照。）
- (3) 中間検査依頼書を市に提出後、下記の耐震改修工事の工事工程が近づいたら、検査員に連絡を取り、検査予約を行ってください。（数日前の予約では対応できない場合がありますので、余裕をもって連絡してください。）
- (4) 中間検査を受検する前に、必ず工事監理者（代表となる設計者）による検査を行ってください。

該当	指定する耐震改修工事の工程（中間検査実施工程）	
	基礎工事	配筋完了時
	耐力壁工事	筋かい・面材・金物等設置完了時（指定箇所数： 箇所）
	屋根工事	既存屋根撤去完了時
	その他	（ ）

3 耐力壁工事に係る中間検査について

耐力壁工事の工程で、前項に記載の箇所数の中間検査を実施するにあたり、実際に中間検査を実施する箇所は、次の各号に掲げる事項を考慮して、原則として一回で全ての中間検査を行うことのできる工事箇所を、工事監理者（代表となる設計者）と協議のうえ、検査員が決定します。（一回の中間検査で指定した数の工事箇所を検査することが難しい場合は、検査員と協議のうえ、複数回の中間検査を受検してください。）

- (1) 壁の耐力値の合計がより大きい工事箇所において中間検査を実施する。
- (2) 柱の引抜き力、又は、設置する柱頭・柱脚金物の許容耐力が大きい工事箇所において中間検査を実施する。
- (3) 中間検査を実施する工程が、筋かい設置完了時、面材設置完了時及び金物等設置完了時のいずれかに偏りないようにする。

4 完了検査について

- (1) 補助対象外工事を含む、全ての工事が完了したら、速やかに完了実績報告書（第17号様式）に必要書類を添付し提出してください。

※ 完了実績報告書（第17号様式）を提出する前に、必ず工事監理者（代表となる設計者）による検査を行い、耐震改修工事に係る計画どおり適正に施工されていることを確認してください。また、適正に施工されていることを確認した後に、工事監理及び施工状況を、工事監理・施工状況報告書（様式7）に記載し、完了実績報告書に添付してください。

- (2) 完了実績報告書（第17号様式）の提出までに、全ての変更の手続きを変更させてください。
- (3) 完了実績報告書（第17号様式）を提出したら、検査員に連絡を取り、完了検査を受検してください。（中間検査同様、余裕をもって連絡してください。）
- (4) 完了実績報告書（第17号様式）（必要書類を含む。）が提出されていない場合は、完了検査を実施しません。
- (5) 建築基準法関係法令等の是正工事が必要な場合は、下記の是正内容についても検査します。

該当	完了検査時に確認する是正内容
	道路内突出物撤去
	その他（ ）

5 検査員について

中間検査及び完了検査は以下の者が実施します。

氏名			
電話		F A X	

様式5 第3面（第12条第4項及び第5項、第13条第3項関係）（省エネ改修工事を行う場合のみ必要）

6 省エネ改修工事についての中間検査について

省エネ改修工事に係る中間検査においては、第1面で指定する耐震改修工事の工程に加えて、以下の工程で中間検査が必要です。

該当	指定する省エネ改修工事の工程（中間検査実施工程）	
	断熱材工事	断熱材施工完了時（全ての工事箇所）
	その他	（ ）

※その他要件等は、第1面及び第2面に準じる。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

中間検査実施結果に関する書類

年 月 日

1 書類作成者 (検査員)

建築士事務所番号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
建築士事務所名	
建築士事務所所在地	
検査員 (建築士) 氏名	
電話番号	

2 中間検査の実施に係る申請番号及び申請者氏名

申請番号	
申請者氏名	

3 指定された耐震改修工事の工程 (中間検査実施工程)

該当に○	指定された耐震改修工事の工程 (中間検査実施工程)	
	基礎工事	配筋完了時 ⇒第2面提出
	耐力壁工事	筋かい・面材・金物等設置完了時 (指定箇所数: 箇所) ⇒第3面提出
	屋根工事	既存屋根撤去完了時 ⇒第4面提出
	その他	() ⇒第5面提出

4 指定された省エネ改修工事の工程 (中間検査実施工程)

該当に○	指定する省エネ改修工事の工程 (中間検査実施工程)	
	断熱材工事	断熱材施工完了時 ⇒第6面提出
	その他	() ⇒第5面提出

様式 6 第 2 面 (第 14 条第 1 項及び第 2 項関係)

5 中間検査実施結果

(1) 基礎工事 (配筋完了時) (1 箇所実施)

中間検査実施日	年 月 日	
中間検査実施工事箇所番号		
中間検査立会人 ①	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
中間検査立会人 ②	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
指摘事項内容		
指摘事項是正確認日	年 月 日	
指摘事項是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	
指摘事項是正内容		

様式6 第3面 (第14条第1項及び第2項関係)

(2) 耐力壁工事 (筋かい・面材・金物等設置完了時) (指定された工事箇所数実施)

中間検査実施日	1回目	年 月 日	4回目	年 月 日
	2回目	年 月 日	5回目	年 月 日
	3回目	年 月 日		
中間検査 実施工事箇所番号	1回目		4回目	
	2回目		5回目	
	3回目			
中間検査実施内容	筋かい設置 (<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目) 面材設置 (<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目) 金物設置 (<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目) その他 () (記入例「1回目:000設置時」)			
中間検査 立会人①	氏名			
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)		
	立会検査	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目		
中間検査 立会人②	氏名			
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)		
	立会検査	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目		
中間検査 立会人③	氏名			
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)		
	立会検査	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目 <input type="checkbox"/> 3回目 <input type="checkbox"/> 4回目 <input type="checkbox"/> 5回目		
指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
指摘事項 ①	工事箇所番号・指摘内容			
	是正確認日	年 月 日		
	是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認		
	是正内容			
指摘事項 ②	工事箇所番号・指摘内容			
	是正確認日	年 月 日		
	是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認		
	是正内容			
指摘事項 ③	工事箇所番号・指摘内容			
	是正確認日	年 月 日		
	是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認		
	是正内容			

様式6 第4面 (第14条第1項及び第2項関係)

(3) 屋根工事 (既存屋根材撤去完了時) (1箇所実施)

中間検査実施日	年 月 日	
中間検査実施工事箇所番号		
中間検査立会人 ①	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
中間検査立会人 ②	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
指摘事項内容		
指摘事項是正確認日	年 月 日	
指摘事項是正確認方法	<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	
指摘事項是正内容		

(A4)

様式 6 第 5 面 (第 14 条第 1 項及び第 2 項関係) (省エネ改修工事を行う場合のみ必要)

(4) 断熱材工事 (断熱材施工完了時) (施工する全ての箇所実施)

中間検査実施工程		
中間検査実施日		年 月 日
中間検査実施工事箇所番号		
中間検査立会人 ①	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
中間検査立会人 ②	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
指摘事項		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指摘事項内容		
指摘事項是正確認日		年 月 日
指摘事項是正確認方法		<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認
指摘事項是正内容		

(A 4)

様式 6 第 6 面 (第 14 条第 1 項及び第 2 項関係) (必要に応じて複数枚使用可)

(5) その他 (市長が必要と認める回数)

中間検査実施工程		
中間検査実施日		年 月 日
中間検査実施工事箇所番号		
中間検査立会人 ①	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
中間検査立会人 ②	氏名	
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者 (工事監理者) <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者 (この者のみの立会い不可)
指摘事項		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指摘事項内容		
指摘事項是正確認日		年 月 日
指摘事項是正確認方法		<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認
指摘事項是正内容		

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

工事監理・施工状況報告書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第9条第1項の規定による補助金交付決定又は同要綱第15条第2項の規定による補助金交付変更決定を受けた次の建築物の耐震改修工事について、当該決定を受けた耐震改修工事に係る計画どおり適正に施工されていることを確認しましたので報告します。

No. _____

1 報告者 (工事監理者 (代表となる設計者))

建築士事務所番号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
建築士事務所名	
建築士事務所所在地	
建築士番号	() 建築士 () 登録第 号
工事監理者氏名 (代表となる設計者氏名)	
電話番号	

2 補助金交付決定を受けた建築物等

建築物	所在地 (地番表示)	
	構造及び規模	木造 階建て
補助金交付 (変更) 決定通知書番号		年 月 日 第 号

※ 補助金交付 (変更) 決定通知書番号は、最新のものを記入してください。

様式7 第2面 (第15条第1項関係)

3 工事監理・施工状況

種別	確認事項		確認結果
基礎工事 <small>※基礎工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入</small>	現況基礎と耐震改修工事に係る計画との整合		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	地耐力		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	既存基礎の下地処理		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	アンカーの仕様・設置状況		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	配筋状況 (本数・かぶり等)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	コンクリート材料		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	打設後の養生		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	型枠及び支柱の除去		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	基礎形状		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
耐力壁工事 <small>※耐力壁工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入。ただし、「筋かい設置工事」、「面材設置工事」及び「特殊な工法」については、補助対象工事に筋かい設置工事、面材設置工事及び特殊な工法での工事が無い場合は記入不要です。</small>	既存の筋かい・面材等の仕様と耐震改修工事に係る計画との整合		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	筋かい設置工事	筋かい材料 (厚み等)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		筋かい設置状況	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		筋かい金物設置状況	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	面材設置工事	面材材料 (規格・厚み等)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		釘・ビスの打ち方・本数	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	特殊な工法での工事	仕様材料・設置状況等 (チェックシートがある場合は提出要)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	耐力壁周辺の基礎の状況		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	柱頭・柱脚金物の設置状況		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	アンカーの仕様・設置状況		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	段違い梁の有無 (有の場合の補強)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
柱・梁等の取り合いに係る補強・処理の要否 (要の場合の補強・処理)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
腐朽・蟻害部分の有無 (有の場合の補強・処理)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
屋根工事 <small>※屋根工事を補助対象とした場合は、全ての確認事項について記入</small>	既存の屋根仕様と耐震改修工事に係る計画との整合		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	屋根葺き材料 (荷重の確認等)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
その他工事 <small>※補助対象工事のみについて記入</small>	2階床面・屋根面 剛性向上工事	既存の床面・屋根面の仕様と耐震改修工事に係る計画との整合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		補強材の設置状況	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		腐朽・蟻害部分の有無 (有の場合の補強・処理)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	腐朽部材撤去・入替え工事	腐朽・蟻害部分の補強・処理	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
建築物全般 ・計画全般 <small>※必ず記入</small>	耐震改修工事に係る計画との整合		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	耐震改修工事の出来形		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	建築基準法関係法令等への適合 (是正工事の状況を含む。)		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

様式7 第3面 (第15条第1項関係) (省エネ改修工事を行った場合にのみ必要)

4 工事監理・施工状況

種別	確認事項	確認結果
断熱化工事	断熱材の仕様と、計画及び納品書等との整合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	開口部の仕様と、計画及び納品書等との整合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
設備効率化 工事	設備の仕様と、計画及び納品書等との整合	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
その他工事		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

(A4)

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

完了検査実施結果に関する書類

年 月 日

1 書類作成者 (検査員)

建築士事務所番号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
建築士事務所名	
建築士事務所所在地	
建築士名	
電話番号	

2 中間検査を実施に係る申請番号及び申請者氏名

申請番号	
申請者氏名	

3 完了検査時に確認する是正内容

該当に○	完了検査時に確認する是正内容
	道路内突出物撤去
	その他 ()

様式 8 第 2 面 (第 15 条第 2 項及び第 3 項関係)

4 完了検査実施結果

完了検査実施日		年 月 日	
完了検査立会人 ①	氏名		
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者（工事監理者） <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者（この者のみの立会い不可）	
完了検査立会人 ②	氏名		
	区分	<input type="checkbox"/> 代表となる設計者（工事監理者） <input type="checkbox"/> 設計事業者に所属する建築士 <input type="checkbox"/> 施工事業者に所属する者（この者のみの立会い不可）	
指摘事項の有無	耐震改修工事に係る計画との不整合について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	耐震改修工事の出来形について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	建築基準法関係法令等への適合について (是正工事の状況を含む。)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指摘事項内容			
指摘事項是正確認日		年 月 日	
指摘事項是正確認方法		<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	
指摘事項是正内容			

5 完了検査実施結果 (省エネ改修工事を行う場合のみ記入)

指摘事項の有無	省エネ改修工事に係る計画との不整合について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	省エネ改修工事の出来形について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	建築基準法関係法令等への適合について (是正工事の状況を含む。)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
指摘事項内容			
指摘事項是正確認日		年 月 日	
指摘事項是正確認方法		<input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 写真確認	
指摘事項是正内容			

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

承諾届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 (建築物の所有者) 千
住所
氏名
電話 ()

私は、次の者 (申請者) が、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は同要綱第 10 条第 1 項に規定する全体設計承認申請を行い、次の建築物の耐震改修工事を実施すること、及び当該要綱の規定に基づく補助金の交付を受けることを承諾します。

また、当該建築物について、申請者と賃貸借関係はありません。

1 申請者

住 所	
氏 名	

2 建築物概要

所在地 (地番表示)		
構造 及び 規模	木造 階建	
所 有 者 氏 名 及 び 当 該 所 有 者 の 持 分 ※届出者を含む全員		分の
		分の
		分の
		分の
		分の